

中小企業者等への助成措置について

環境対策資金融資制度の概要

対象者	<p>県内に工場又は事業場を有し、事業を営んでいる方で、次のいずれかに該当する方に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資本金、出資金又は基本財産の額が3億円（小売業・サービス業では5,000万円、卸売業では1億円）以下の法人 2 常時使用する従業員が300人（小売業では50人、卸売業・サービス業では100人）以下の法人又は個人 3 「中小企業団体の組織に関する法律」で定める事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会 4 「農業協同組合法」で定める農業協同組合・農業協同組合連合会・農事組合法人 5 「水産業協同組合法」で定める水産業協同組合
融資の対象となる施設	<p>例</p> <p>水質汚濁関係：汚水処理施設、合併処理浄化槽</p> <p>測定機器関係水質自動計測機器、排水流量計</p>
融資限度額	<p>対象経費の90%以内</p> <p>公害防除施設5,000万円 等</p> <p>（組合は一律6,000万円）</p>
融資利率	<p>年1.3%</p> <p>（利子補給制度あり。公害防除施設は70%）</p>
融資期間	7年以内
償還方法	1年据置・元金均等月賦返済を原則とする。
担保・保証人	取扱金融機関の定めによる。
信用保証	取扱金融機関が必要と認めた場合、県信用保証協会の信用保証を必要とする。

農業近代化資金の概要

対象者	農業経営の改善を図ろうとされている方
用途	施設、機械資金（更新を含む）新植、改植資金、家畜導入等資金 長期運転資金
融資率及び限度額	認定農業者 事業費の100%以内 （個人1,800万円） （法人3,600万円） その他の担い手 事業費の80%以内 （個人1,800万円（特認2億円）） （法人2億円）
融資期間	15年以内
融資利率	認定農業者 融資期間の長短により 1.40%～1.85% （畜産公害対策鳥獣害対策資金は無利子、原油高騰対策省エネルギー資金は1.40%） その他の担い手 1.90% （畜産公害対策鳥獣害対策資金は無利子、自立経営農業者、山間地域振興、災害対策、エコファーマー資金は1.90%、原油高騰対策省エネルギー資金は1.40%）

認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、プロの農業者を目指して、5年後の農業経営の目標を樹立した農業経営改善計画が、市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手として期待されている。

畜産振興事業補助金の概要

補助金の種類	補助対象経費	補助率
家畜糞尿処理対策事業費補助金	農業者の組織する団体が行う次の機械施設の設置に要する経費につき、市町村が補助するに要する経費 1 たい肥生産施設、浄化処理施設 2 排せつ物等攪拌・運搬機械、たい肥施用機械・器具等	間接補助事業費の1/3以内 ただし、間接補助事業者当たり補助額10,000千円を限度とする。